

非該当証明書

名称	Siwtching Power Supply
メーカー	RealWear Inc
型番	CK18W02U US
貨物の概要	当該貨物は、同社製のHMT-1/Navigator 500, 520に装着するバッテリーを充電する為の充電器である。コンセントから給電される交流電源を直流5V/3A、9V/2A、12V/1.5Aに変換して出力し、USBケーブルにてHMT-1/Navigator 500, 520と接続するものである。

判定概要：

輸出令項番	貨物等省令条項	項番を判定に用いた理由	判定結果
第1項	武器		対象外
第2項	原子力	第1条第八号	電源を交流から直流に変換する為 直流電源を出力する為
		第1条第四十一号	
第3項	化学兵器		対象外
第3の2項	生物兵器		対象外
第4項	ミサイル		対象外
第5項	先端材料		対象外
第6項	材料加工		対象外
第7項	エレクトロニクス	第6条第八号の三	電力の制御を行う為 非該当
第8項	電子計算機		対象外
第9項	通信		対象外
第10項	センサー		対象外
第11項	航法装置		対象外
第12項	海洋関連		対象外
第13項	推進装置		対象外
第14項	その他		対象外
第15項	機微品目		対象外
第16項	キャッチオール規制		工業製品であるため 該当

詳細判定：「該当しない」は「対象外」および「非該当」を含み、「－」は判定しないことを示す。

法令	判定	コメント
輸出令第1項 武器（貨物）		
外為令第1項 武器（役務）		
輸出令第2項 貨物等省令第1条 原子力（貨物）		
輸出令第2項(8) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第1条第八号 周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、次の(一)及び(二)に該当するもの又はその部分品	該当しない	(一)に該当しない
(一) 出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ以上のもの	該当しない	直流出力のみである
(二) 出力周波数をプラスマイナス0.2パーセント未満で制御できるもの	－	
ロ 可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの(イに該当するもの及び産業機械又は消費財用の周波数変換器であって、当該機械等から取り外した場合には、ハードウェア及びソフトウェアの制限により次の(一)から(三)までのいずれかの特性を満たさなくなるものを除く。)	該当しない	(一)に該当しない
(一) 出力が三相以上のものであって、40ボルトアンペア以上の出力を得ることができるもの	該当しない	直流出力のみである
(二) 600ヘルツ以上の出力周波数で作動するもの	－	
(三) 出力周波数をプラスマイナス0.2パーセント未満で制御できるもの	－	
輸出令第2項(36) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	該当しない	
貨物等省令第1条第四十一号 直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	

イ 出力電流が500アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電圧が100ボルト以上の状態で連続8時間を超えて使用することができるもの	該当しない	出力電流3A、2A、1.5A
ロ 出力電圧が20,000ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電流が1アンペア以上の状態で連続8時間を超えて使用することができるもの	該当しない	出力電圧5V、9V、12V
外為令第2項 貨物等省令第15条 原子力（役務）		
輸出令第3項 貨物等省令第2条 化学兵器（貨物）		
外為令第3項 貨物等省令第15条の2 化学兵器（役務）		
輸出令第3の2項 貨物等省令第2条の2 生物兵器（貨物）		
外為令第3の2項 第15条の3 生物兵器（役務）		
輸出令第4項 貨物等省令第3条 ミサイル（貨物）		
外為令第4項 貨物等省令第16条 ミサイル（役務）		
輸出令第5項 貨物等省令第4条 先端材料（貨物）		
外為令第5項 貨物等省令第17条 先端材料（役務）		
輸出令第6項 貨物等省令第5条 材料加工（貨物）		
外為令第6項 貨物等省令第18条 材料加工（役務）		
輸出令第7項 貨物等省令第6条 エレクトロニクス（貨物）		
輸出令第7項(8の3) 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール	該当しない	
貨物等省令第6条第八号の三 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの（民生用の自動車、鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置に組み込まれたものを除く。）	該当しない	半導体素子又は半導体モジュールではない
イ 最大動作接合部温度が215度を超えるように設計したもの	—	
ロ 繰返しピーク休止状態電圧が300ボルトを超えるもの	—	
ハ 継続電流が1アンペアを超えるもの	—	
外為令第7項 貨物等省令第19条 エレクトロニクス（役務）		
輸出令第8項 貨物等省令第7条 電子計算機（貨物）		
外為令第8項 貨物等省令第20条 電子計算機（役務）		
輸出令第9項 貨物等省令第8条 通信（貨物）		
外為令第9項 貨物等省令第21条 通信（役務）		
輸出令第10項 貨物等省令第9条 センサー（貨物）		
外為令第10項 貨物等省令第22条 センサー（役務）		
輸出令第11項 貨物等省令第10条 航法装置（貨物）		
外為令第11項 貨物等省令第23条 航法装置（役務）		
輸出令第12項 貨物等省令第11条 海洋関連（貨物）		
外為令第12項 貨物等省令第24条 海洋関連（役務）		
輸出令第13項 貨物等省令第12条 推進装置（貨物）		
外為令第13項 貨物等省令第25条 推進装置（役務）		
輸出令第14項 貨物等省令第13条 その他（貨物）		
外為令第14項 貨物等省令第26条 その他（役務）		
輸出令第15項 貨物等省令第14条 機微品目（貨物）		
外為令第15項 貨物等省令第27条 機微品目（役務）		
輸出令第16項 外為令第15項		
輸出令第16項 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	該当する	

輸出貿易管理令別表第 2 の判定

対象外の為、省略する。

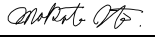
以上の結果、令和 5 年 7 月 2 1 日施行の外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外為令、貨物等省令等に基づく規制貨物および技術(リスト規制)については非該当であると判定する。

作成責任者 (作成年月日) : 令和 5 年 1 1 月 2 0 日

会社名 : RealWear Japan 合同会社

役職 : 代表執行役社長

氏名 : 伊藤 信

署名 : 

連絡先(電話) : 080-2040-0451